

船舶インシデント調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和6年12月2日 10時46分頃
発生場所	長崎県平戸市崎山埼北方沖（薄香湾南西部） 薄香湾港西防波堤灯台から真方位291° 1,400m付近 （概位 北緯33° 22.9′ 東経129° 31.5′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、別のミニボートをえい航中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能になった。
インシデント調査の経過	令和6年12月5日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約2.5m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分4,500、単気筒、ボア55.0mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月不詳、進水不詳
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、水温 約19℃
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、薄香湾において漂泊し、釣りをしていたところ、近くで別のミニボート（以下「僚船」という。）で釣りをしていた知人から、僚船が沈みかけた状態で自ら養殖筏のブイに掴まっているので救助して欲しいとの電話連絡を受けた。</p> <p>操縦者は、船外機を始動して知人に電話で場所を聞きながら、僚船に近づいて知人を本船に収容した。本船の船尾部と僚船の船首部をロープで繋いでえい航を開始し、約1～2ノットの対地速度で、僚船と共に出航地である平戸市後平地区（うしろびら）に向かって本船を南進させた。</p> <p>本船は、江袋湾北口の東側の崎山埼に近づいた場所で、船外機が突然停止した。</p> <p>（図1 参照）</p>

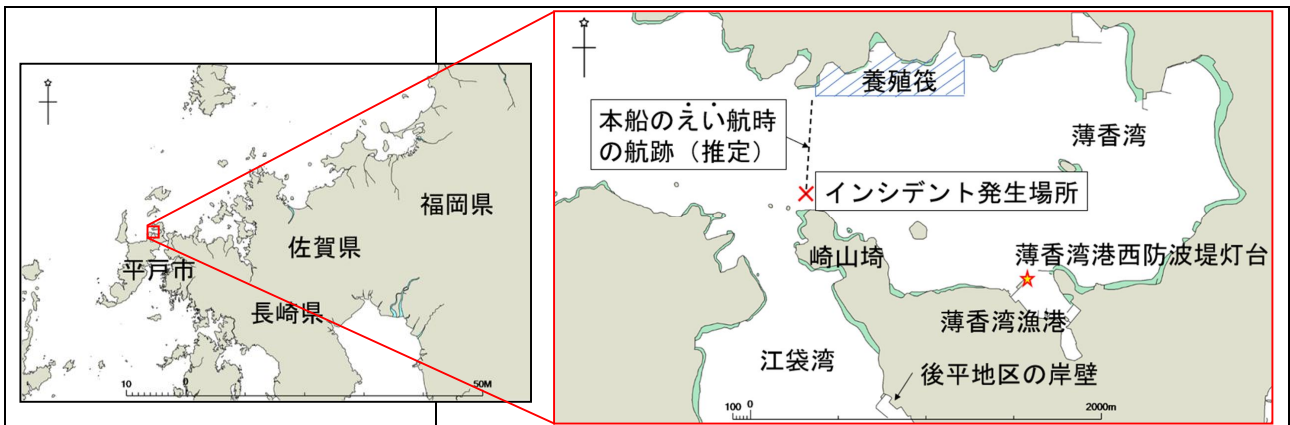


図1 インシデント発生場所概略図

操縦者は、船外機を再始動しようとしたが、始動できずにいたところ、本船が僚船をえい航しているのを目撃した人の通報によって来援した巡視船に知人と共に救助された。

本船は、巡視艇によって出航地の岸壁付近までえい航され、僚船は、巡視艇に搭載されて薄香湾漁港まで運ばれた。

船外機は、本インシデント後、機関整備業者によって点検が行われたところ、船外機のガソリン気化器（以下「キャブレター」という。）の内部に異物が確認された。

操縦者は、知人から約1年前に本船と共に船外機を譲渡されてから整備を行っていなかったため、本インシデントの約2週間前に機関整備業者に船外機の点検及び整備を依頼していたが、その際、キャブレターの点検は行われなかった。

操縦者は、草刈り機などの混合油を保管していた容器に船外機の燃料油を入れ替えて保管し使用していたが、同容器を長期間洗浄せずに使用していたので、残っていたゴミなどが船外機内に混入していたと思った。

異物の特定に係る具体的な情報については、客観的情報が得られなかった。

船長は、本船を譲渡された後、釣りに数回出航していた。

分析

本船は、船長が、ミニボートをえい航中、キャブレターに異物が混入し閉塞したことから、船外機が停止して、再起動できなくなり、運航不能となったものと推定される。

船長が、船外機の燃料油を長期間洗浄していない容器に保管していたことから、同容器内にゴミなどの異物が溜まっていたものと考えられる。

船長は、本インシデントが発生する2週間前に機関整備業者に船外機の点検及び整備を依頼していたが、キャブレターの点検については、個別に指示をしていなかったものと考えられる。

原因

本インシデントは、船長が、長期間洗浄されていない燃料保管

	<p>容器に本船の船外機の燃料油を保管し、同燃料油を給油したため、本船が別のミニボートをえい航中、船外機の燃料油タンクに溜まった異物が燃料油配管系統に流れ出し、キャブレターが詰まり、同機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船外機を使用する小型船舶の船長は、燃料油を保管する容器には、専用のもを使用し、定期的に容器内の洗浄を行うこと。・ 船外機を使用する小型船舶の船長等は、定期的に機関整備会社に依頼するなどしてキャブレターの点検整備を行うこと。